

平成25年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	ストックホルム条約(POPs条約)拠出金 (義務的拠出金)	担当部局庁	国際協力局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳				
会計区分	一般会計	政策・施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3	関係する計画、通知等	ストックホルム条約第19条第4項及び第1回締約国会議決定					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	POPs条約は、質毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT等の残留性有機汚染物質(PersistentOrganic Pollutants:POPs)に対応するための国際的な枠組として確立された。本条約の事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に我が国の実情を反映させることが可能となる。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	2004年5月17日に発効し(我が国は2002年8月30日に締結。)、2013年5月現在、我が国を含む179ヶ国(G8では加、独、仏、英、露)が締結している。事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 (1) 締約国会議及び補助機関会合の準備並びに役務の提供 (2) 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3) 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 (4) 各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供 (5) 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	50	47	35	38		
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
		計	50	47	35	38		
	執行額		50	47	35			
	執行率(%)		100%	100%	100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	条約のもとで、残留性有機汚染物質(POPs)から人の健康及び環境を保護するため、POPsの製造・使用・放出の廃絶に向けた締約国の活動を支援する。		成果実績		POPs審査委員会 でPOPs候補物質4種を審	第5回締約国会議 を開催し新規POPs1種を追加	POPs審査委員会 でPOPs候補物質6種を審	
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	締約国会議(COP)、POPs審査委員会及び専門家会合の開催支援、ガイドラインや作業計画の策定、POPsに関する調査研究、資料作成など、条約締約国への支援活動を支実施。		活動実績 (当初見込み)		拡大合同COP、 専門家会合5件、 POPs審査委員会1件、 途上国向けワーク	COP5、POPs審査委員会1件	専門家会合、 POPs審査委員会、 途上国向けワークショップ、 ウェブセミナー等を開催	第6回COP・第2回拡大合同COP、専門家会合を開催
単位当たりコスト	(1)第6締約国会議(2013年)の開催(スイス・ジュネーブで5日間):406,473米ドル (2)POPs審査委員会開催(スイス・ジュネーブで5日間):827,240米ドル (3)出版物経費(電子版含む):19,200米ドル (4)国別報告関連業務:149,412米ドル (5)新規POPs作業計画:343,560米ドル		算出根拠	POPs条約第5回締約国会議決定28(2012-2013年POPs条約信託基金(SC基金)予算)に基づき記載。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	POPs条約(ストックホルム条約)拠出金	38						
	計	38						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	ストックホルム条約の下で、我が国を含む締約国が残留性有機汚染物質の削減または廃絶のための行動をとるために必要な活動に使用されている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			-		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	ストックホルム条約の下で規制対象となっている有害物質に関する調査、当該物質の削減・廃絶のためのガイドライン作成、途上国の活動に対する支援、事務局の活動経費等、条約の目的に即し真に必要な使途に限定して支出している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	ストックホルム条約は、規制対象物質の削減・廃絶に向けた各国の取組として、当該物質の生産・使用・輸出入・廃棄等に関する国内実施計画の策定等の義務を課しており、我が国を含む締約国は、これらの義務を着実に遵守している。また、規制対象物質は、採択当時12物質(2001年)であったが、その後、条約の下部機関における審査・検討を経て、22物質へと増加している(2012年)。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	(1)第6回締約国会議(2013年5月)において2014年及び2015年の予算審議が行われ、日本から事務局の効率的運営の必要性を主張した結果、対前年から年比マイナス0.5%の予算案で合意した。 (2)POPs条約は、バーゼル条約及びPIC条約との協力及び連携のプロセスが進展しており、2011年4月に3条約共同事務局が発足、事務局運営経費などの項目で100万ドル以上の大幅な効率化を実現した。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	47	平成23年	38	平成24年	62